



16 税の控除・減免等

1 所得税及び道町民税の控除

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者又は、身体障がい（児）・知的障がい（児）本人及び扶養している方の年間所得から次の額が控除されます。なお、施設に入所中でも仕送り等を行っている場合は扶養控除の対象となります。

控除の区分	障 害 の 程 度	所得税	道町民税
特別障害者控除	身障手帳1, 2級 療育手帳A 精神手帳1級	40万	30万
障害者控除	身障手帳3～6級 療育手帳B 精神手帳2級、3級	27万	26万

手続き・問い合わせ先

所得税 十勝池田税務署（池田町字旭町1丁目）015-572-2171

道町民税 役場住民・出納課税務室課税担当 0156-28-3859

2 自動車税・軽自動車税の減免

自動車には取得した際にかかる「自動車税（環境性能割）」、「軽自動車税（環境性能割）」と毎年かかる「自動車税（種別割）」、「軽自動車税（種別割）」が課税されますが、身体等に障がいのある方のために使用する自動車で一定の要件にあてはまるものについては、減免を受けることができます。

なお、減免の適用は1台に限ります。自動車税と軽自動車税では減免となる要件が一部異なります。

詳細については、下記問い合わせ先にご確認願います。

手続き・問い合わせ先

自動車税

十勝総合振興局納税課 0155-26-9038

札幌道税事務所自動車税部 011-746-1190

軽自動車税

役場住民・出納課税務室課税担当 0156-28-3859

3 利子の非課税（通称、障がい者等のマル優・特別マル優）

身体障害者手帳等の交付を受けている方や障害年金等を受給されている方など、一定の条件を満たす方について、下記のものが非課税になります。

区 分	内 容
非課税の 範 囲	① 少額貯蓄 350万円 ② 少額公債 350万円 合 計 700万円
非課税の 対 象 者 (一部抜粋)	(1) 各障害者手帳の交付を受けている者 (身体、療育、精神、戦傷病者) (2) その他 ア 障がいを理由に年金を受けた場合 障害年金等（国年、厚生、共済年金等） イ 夫の死亡を理由に年金を受けた場合（妻） 寡婦、遺族年金等（国年、厚生、共済年金等） ウ その他 母子家庭の母（児童扶養手当受給）他

※身体障害者手帳など対象者であることを証明できるものを金融機関の窓口へ提出してください。また対象者については、各金融機関へお問い合わせください。

手続き・問い合わせ先 各金融機関（銀行、郵便局、農協等）

4 相続税の控除・贈与税の非課税

(1) 相続税の控除

相続人が障がいを持った方である場合、その相続人は次の算式により計算された金額を相続税額から控除することができます。

$$\text{控除額} = (85 \text{ 歳} - \text{その相続人の年齢}) \times \underline{10 \text{ 万円}} ※$$

※特別障害者（身障手帳1～2級、療育手帳A、精神手帳1級の方等）の場合は20万円

(2) 贈与税の非課税

特別障害者（身障手帳1～2級、療育手帳A、精神手帳1級の方等）への贈与のうち、一定条件のもとに信託会社等に信託する場合は、6,000万円まで、特別障害者以外の障がい者のうち精神に障がいがある方については、3,000万円まで贈与税がかかりません。

手続き・問い合わせ先 十勝池田税務署 015-572-2171